

成年被後見

さません。
があんは選挙権

場 所

午前7時~午後8時 投票時間

(ただし東加積第2投票所は午後4時まで)

(10 K UN K X L L K X) HUX (1)		
投票区名	投 票 所	
滑川東部第1	あずま保育所	
滑川東部第2	勤労青少年ホーム「青志会館」	
滑川西部	市民会館分館コミュニティホール (西コミ)	
浜 加 積	浜加積地区福祉センター	
早月加積	早月加積幼稚園	
北 加 積	北加積幼稚園	
東加積第1	東加積幼稚園	
東加積第2	蓑輪集落センター	
中 加 積	中加積地区公民館	
西加積	西加積地区公民館	
山加積	山加積コミュニティセンター	

と き 1月17日(火) 13:30~

問合せ先 選挙管理委員会(内線216)

+ 吋よし)	7
所	汽雅 ラ中
	引
「青志会館」	7 0 <i>1</i>
ミュニティ]
	H
ンター	
	1.
	找
	五
-	お男の告
Î	E
Ĩ	馬 なま
ィセンター	d

立候補予定者事務説明会

市民会館3階中会議室

となる郵便などによ 重度の身がい者な

上の刑を

となる郵便などによる不在者 重度の身がい者などが対象

1月 10 日は「110 番の日」です

110番のしくみ

110番は事件・事故受付緊急電話です。県内の どこからかけても 110 番センター (警察本部通信 指令室) につながります。

電柱で場所がわかるようになります

3月から110番のシステムが新しく なり、電柱番号で場所がわかるように なります。近くに信号や目標物がない 場合は、電柱に書いてある番号を教え 🚃 てください。

相談 110 番など

事件・事故以外の相談は、相談専用 電話へおかけください。

○相談 110 番 プッシュ回線 ☎ #9110 ダイヤル電話 ☎ 442 - 0110

○女性 110 番 20120 - 72 - 8730 ○ストーカー相談 ☎ 0120 - 13 - 1104

○いじめ110番 20120-32-7867

○組抜け・企業暴力相談 ☎ 444 - 1166

できない人選挙に投票できる人、 日田田

投票日前に市外に転出したれている人 選挙犯罪で選挙権を停止さ の投 一日で

書を次により受け付けます。び物品納入等について新規・び物品納入等について新規・平成18年度の建設工事およ

ができます。投票日に、 《入場券を持参-場所 市民会館・ 2月6日(月) 階 口 ビ 8 日(土)

時間

住民基本台帳

期ができ

い人は期日前投票 投票所に行

受付期間

を添付

年齢 昭和 61 年

日までに生

に登録されているに該当する人で、

きる人は

次の要件

2月1日伙 ・後28日5日お時火 よまびで

文通省・県の 市の指定様 タイル縦綴 ボル 様 様 式 ま

提出方法 ※入札参加資格審査申請書は 納税証明書(原本) 持参または郵送 問合せ先 26

※なお、 ※なお、建設工芸物品納入等 古 (法人税、渋等とも市町) 消費税など)の町村税および国税 だ書の の指定様式 さい)の写しを(経営事

文付につい

い調で

MFORMATION

あなたの家に

住宅用火災警報器を設置しましょう! 住宅用火災警報器は、住宅火災からあなたを守ります。

なぜ火災警報器が必要なの?



死亡原因の約6割が 逃げ遅れ 住宅火災に よる死者 86.0% 62.7%

(消防庁データより)

平成16年6月に消防法が変わり、滑川市 火災予防条例で全ての住宅に火災警報器を設 置することが義務付けられました。

火災警報器の設置により、火災の発生を早 く知らせ「逃げ遅れ」による死者を少なくし ます。

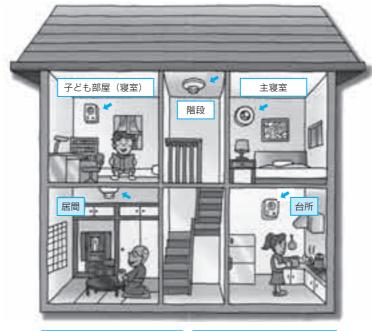
平成18年6月1日から 平成20年6月1日から



住宅火災から大切なご家族を 守るために、消防法が改正さ れ、全国一律に住宅用火災警 報器の取り付けが義務付けら れました。

火災警報器はどこに取り付けるの?

火災警報器は、天井や壁に取り付けることができます。 *取り付けについての詳しいことは、機器の取扱説明書をご覧ください。



取り付けが義務付けられ ている所 (寝室・階段)

取り付けをお勧めする所 (台所・すべての居室)

問合せ先 市消防本部警防課消防担当 (☎475-0180)

火災警報器はどんなものがあるの?

煙感知器と熱感知器があります。

①天井や壁に簡単に取り付けられます。

②煙や熱を感知すると警報します。

③電池タイプと AC100V タイプがあります。

④電池が少なくなると警報します。

⑤誰でも簡単に取り付け可能です。

下の鑑定マークの付いた感知器を購入しま





悪質な訪問販売にご注意を!

住宅用火災警報器などの設置義務化を契 機として、不適正な価格・無理強い販売な どを行う業者にご注意ください。

また、消防署員が住宅用火災警報器を販 売したり、消防署が業者に販売を委託する こともありません。

火災警報器は、「クーリングオフ」の 対象です。